

2022 年度學術部団体昇降格要綱

2022 年度 立命館大学学友会學術本部

目次

はじめに	2
学術部に所属する団体について.....	3
学術部における昇格について.....	5
学術部における降格等の措置・処罰について.....	10
おわりに	9

はじめに

関係各位

お世話になっております。学術本部（以下、本部とする）です。

本要綱は、学術部における、所属団体（以下、団体とする）の昇降格にかかわる事項を取りまとめたものです。なお、この要綱に記載されている昇格は登録団体から学術部の任意団体への昇格となっております。2022 年度における登録団体から任意団体への昇降格は、本要綱をもとに検討してまいりますので、ご理解のほど宜しくお願い致します。

2022 年 9 月
学術本部

学術部に所属する団体について

1) 概要

学術部においては、公認団体・同好会・任意団体の、計 3 種類の団体区分が存在し、公認団体を頂点とした序列が組まれています。登録団体から昇格した場合、まずは任意団体として、学術部に所属することになります。

加えて、団体の区分に応じて、権利・義務の変動が発生します。

これらの内容は、『立命館大学学友会学術部規約』（以下、学術部規約）に定められている事項を中心に、慣習や学術部にかかわる本学のその他の規定・制度などに立脚しています。

2) 【表 1】各団体区分の位置付け

団体の区分	団体の簡単な位置付け
公認団体	学術部を代表するに値すると認められ、同好会から昇格した団体
同好会	①任意団体から公認団体へ昇格するための、移行期間にある団体 ②公認団体のうち、同好会への降格処分を受けた団体
任意団体	①登録団体から昇格した団体 ②上位区分の団体のうち、任意団体への降格処分を受けた団体

3) 所属の要件

学術部に所属する団体においては、原則として、学術部規約やその他の規定（登録団体規定等）に違反していないことが前提となります。

4) 【表 2】 団体の権利・義務（一部、2022 年度現在）

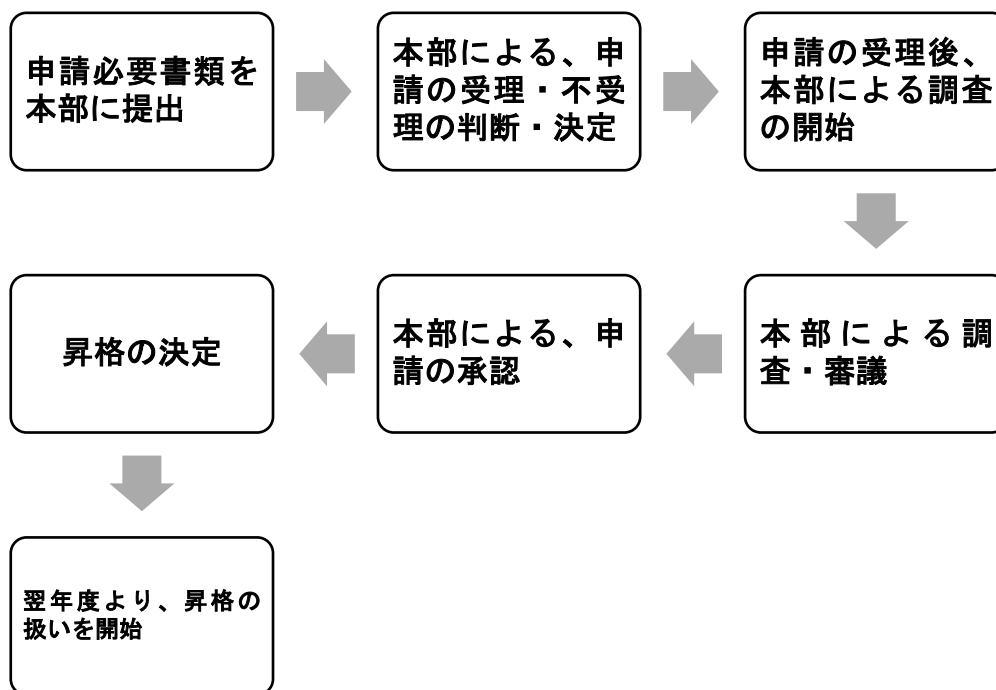
	公認団体	同好会	任意団体
学術部規約に規定される権利・義務	学術部規約の当該規定を参照 【参照】学術部規約§9、10 84（公認団体のみ）		
その他の規定・制度に規定される権利・義務、慣習上推定される権利・義務	①【衣笠】学生会館倉庫の利用権 ②【衣笠】活動施設確保の優先権・利用可能施設の拡充 ③【衣笠】通常期における催し物開催の権利		
	【衣笠】個別ボックスの利用権	【衣笠】共同ボックスの利用権	
	①一般予算の配当を受けられる ②本部役員選出の原則 ③大学からの教職員顧問配置		

学術部における昇格について

1) 【チャート 1】昇格の審査の手続き (1)

団体の昇格審査の手続きは、以下の通り実施されます。

※この要綱に記載されている昇格は登録団体から学術部の任意団体への昇格となっております。学術部内の団体による昇格は手続が異なります。



※必要に応じて、部長会議での報告手続きも行います。

2) 昇格の審査の手続き (2)

① 申請可能期間 (重要)

昇格の審査については、申請を行うことができる期間を設定します。

2022 年度に関しては、**9 月 1 日～9 月 30 日まで**が、申請可能期間となります。期間外に申請をおこなった場合には、原則として、その申請を不受理とします。

なお、ここにおける申請とは、必要書類が提出先のフォームにて、問題なく提出されることを指します。つまり、書類に不備があった場合のことを想定し、団体は計画的に書類の作成・提出をすることが重要です。

併せて、申請可能期間を設定する理由として、以下の事項が挙げられます。

- 毎年 12 月頃から 3 月頃にかけて、本部・団体・関係各所において新年度体制に移

行するケースが多いため、審査において混乱・停滞が発生しやすいこと

- 団体の昇降格が決定されたのちの総会（2023 年 1 月に実施予定）から数えて翌年度より、昇格の扱いを開始すること
- 昇格に向けてヒアリング等を実施する場合も考えられること

② 審査に要する期間

対象団体の諸活動（日常活動、企画等）についての調査や、昇格後の対応に関して学生部等との調整を行う等の必要があるため、一概に所要期間を明言することはできません。また、各審議に要する時間に応じて、この期間の長さは変動します。

参考としては、審査が終了するまで**3か月前後**の時間が必要という認識をお持ちください。

これについては、本部を学生が運営していることもあり、お手数おかけすることも多いかと存じますが、何卒ご了承ください。

③ 審査中の団体の義務

審査対象の団体は、本部・部長会議の要請する事項について、応じる必要があります。

また、本部・部長会議における審議の際には、団体の概要や昇格を希望する理由について、**会議に出席の上**、説明をしていただく場合もあります。

これらの要請に応じない場合には、申請の破棄等の措置を取ることがあります。

④ 申請の不受理・破棄

申請書類に不備があったり、各審議において申請が否認されたりした場合には、その申請を不受理・破棄するものとします。

⑤ 昇格の扱いについて

昇格が決定した場合、昇格によって決められた扱いについては、昇格の報告がなされた総会から数えて、翌年度から開始されることとなります。

3) 昇格の審査の内容

主な審査の内容は、以下の通りです。

- 申請書類面
- 団体の組織運営面（執行部・団体全体の運営実態等）
- 団体活動面（通常活動・施設利用の様子、実施企画内容、大会結果、活動成果等）

4) 昇格の審査の基準

学術部における昇格の審査の基準は、以下の通りです。

なお、昇格を希望する団体区分に応じた基準が設定されているほか、以下に示す基準を満たすことが、即座に昇格に結び付くわけではありません。また、学術部規約やその他の規定に違反している場合には、審査の対象として扱いません。

- ① 学術部規約上の審査基準（学術部規約 93 条より抜粋）
 - 一 研究対象が学術分野の属すること。
 - 二 以下に掲げる者が立命館大学の学籍を有すること。
 - イ 代表者、副代表者及び会計担当者
 - ロ 4 分の 3 以上の構成員
 - 三 外部団体（前号の要件に該当しない団体を言う。）の支部、出先機関、その他外部団体が実質的支配者でない団体であること。
 - 四 立命館大学の学術文化運動に貢献する意思があること。
 - 五 活動に暴力又は暴力的脅迫を伴わないこと。
 - 六 当部の基本理念に合致すること。
- ② 学術本部が設定する審査基準
 - ① 学術部への所属希望理由
 - ② 団体の積極性・発展性・持続性・安定性
 - ③ 学術部規約を認めるか否か
 - ④ 公認団体への昇格の意思の有無
 - ⑤ その他、本部が必要であると判断した事項
- ③ 昇格の申請に必要な書類について

昇格の申請は主にフォームの流れに沿って必要な書類を添付、必要事項を記入する形となります。以下では、フォームの各事項について説明します。

 - 募集要項の確認
 - 募集要項を熟読したうえで申請を行ってください。
 - 団体について
 - 団体名につき、名称、ふりがな、英語バージョンで記載してください。年度初めに記入する活動継続届で記入したような形をお願いします。
 - 役員名簿
 - 代表、副代表、会計の名前、フリガナ、英語での表記を記載してください。例えば、会長が山田太郎さんの場合、以下のように記入してください。
名前 山田太郎

フリガナ ヤマダ タロウ

英語 Taro Yamada

また、現在の学年、学生証番号、携帯番号、立命館大学の学内アドレスも記載してください。携帯番号や学内アドレスについてはこちらから連絡を差し上げたいときに使用いたします。なお、携帯番号については代表者の方のみでかまいません。

収集した個人情報はこの募集要項に記載されてある個人情報保護規定によって適切に管理いたします。

- 部員名簿
 - 団体構成員を記載した名簿を Excel 形式で添付してください。内容は、部員それぞれの方の氏名、学部、回生、学生証番号です。
- 活動経歴
 - 結成や大会での成果について、西暦、活動内容の形式で記入してください。具体例はフォームに記載してあります。
- 活動状況報告、活動報告
 - 何をしている団体か、活動内容を 400 字以上で記入してください。また、主な活動場所、1 週間の活動内容、年間の活動内容をフォームに記載されている例の通りに記入してください。
最後に、活動の目的を 200 字以上で記載してください。
- 所属趣旨
 - 所属趣旨を 1000 文字以上で記載してください。具体的には、
 - ・学術部への所属希望理由
 - ・活動をどのように学内外に向け発信していくか、その工夫など
 - ・活動を今後どのように継続していくか、継続的に結果を残していくかなどを中心に記述して下さい。
- 規約
 - 自団体の規約を PDF でアップロードしてください。規約がない場合は、規約の作り方の書類を参考に作成してください。
- 個人情報の取り扱いへの同意及び学術部規約への同意
 - 立命館大学個人情報保護に関する規定及び学術部規約に同意していただけるか、を選択してください。以下のリンクに掲載しています。
立命館大学個人情報保護に関する規定リンク
<https://www.ritsumei.club/rules/page-153/>

学術部規約リンク

<https://drive.google.com/file/d/10m-tPgdq62r3GQLv5cnE7BtqvFfYG92D/view?usp=sharing>

5) テンポ

2022 年度における昇格の審査は、以下の日程に沿って行う予定です。

9 月 1 日 (木)	本要綱を団体向けに公開・昇格申請受付開始
9 月 30 日 (金)	昇格申請受付終了
10 月～12 月	本部等にて、対象団体の昇格を審議
1 月〇日 (未定)	総会にて、該当団体の昇格を公表
2023 年 2 月～	2022 年度に昇格を認められた団体に対する、昇格後の扱いを開始

団体の昇格に関する説明は、以上になります。

学術部における降格等の措置・処罰について

学術部における団体の昇降格のうち、団体に対する降格等の措置・処罰については、学術部規約 12 章「懲戒」に基づき決定します。確認をお願いいたします。

おわりに

本要綱の内容説明は以上になります。

昇格に関してご不明な点等があれば、下記のメールアドレスにご連絡ください。

どうぞ引き続き、本会活動に対するご理解・ご協力のほど宜しくをお願いいたします

学術本部

【衣笠】

学生会館 2 階 BOX207

Mail jutsuhon@gmail.com